

【案】

上野原市過疎地域持続的発展計画

1 基本的な事項

（1）上野原市の概況

【自然的条件】

本市は、山梨県の最東部で、首都圏中心部から約 60 から 70 キロメートル圏に位置し、東は神奈川県相模原市、南は道志村、西は大月市と都留市、北は小菅村と東京都西多摩郡と隣接している。面積は、南北方向に 21.6 キロメートル、東西方向に 15.3 キロメートルで、170.57 平方キロメートルとなり、県土の 3.8% を占めている。

また、市内を流れる桂川、秋山川、鶴川、仲間川及びそれらの支流によって形成された河岸段丘が住民生活の基盤をなしており、山岳・段丘・河川が作り出す自然環境は、日照時間が長い等様々な自然の特性に恵まれた環境となっている。なお、桂川・秋山川はともに相模川水系であり、神奈川県における主要な水供給源となる。

気候は内陸的で、夏冬の寒暖差、昼夜の温度差が大きく、また降雨量が少なく、四季折々の美しい自然環境を生み出している。

【歴史的条件】

古代律令制における統治体制では、国の下部組織として郡が置かれ、さらにその下に郷があり、甲斐国（山梨県）には、山梨郡、八代郡、巨摩郡、都留郡の 4 つの郡が存在し、秋山村及び上野原町は都留郡に属していた。明治時代に入ると、郡区町村編成法や市制町村制の施行等により、明治 22 年に秋山村が村制を施行、一方、上野原町は、明治時代の初めには 20 あった村が、明治 8 年までの合併を経て、昭和の大合併前には 8 村体制となった。その後、上野原村の町制施行を経て、昭和 30 年に 8 町村が合併し、上野原町が誕生した。

両町村がそれぞれの歴史を刻む中、平成の大合併が進められ、上野原町・秋山村でも平成 15 年 4 月に合併協議会を設置し、新設（対等）合併に向け協議が進められ、平成 17 年 2 月 13 日上野原町と秋山村が合併し「上野原市」となった。

【社会的・経済的条件】

中央自動車道上野原 IC 及び談合坂スマート IC、JR 中央本線上野原駅及び四方津駅、国道 20 号、主要地方道四日市場上野原線、上野原あきる野線、上野原丹波山線、大月上野原線があり、首都東京を中心とする関東圏から山梨県への東の玄関口として重要な交流拠点となっている。

(2) 人口及び産業の推移と動向

本市の人口は、昭和 35 年から平成 2 年にかけて、28,000 人前後を推移していたが、平成 2 年から平成 7 年にかけて大きく増加し 30,248 人となった。これは、平成 2 年に西東京科学大学（現・帝京科学大学）が開設されたことや、平成 3 年にニュータウン「コモアしおつ」の分譲が始まったことなどにより、転入者が転出者を大きく上回ったことが主な要因となっている。

しかし、過疎地域にあたる本市の令和 2 年国勢調査における人口は 22,669 人であり、人口の推移は昭和 35 年の 28,992 人と比較すると 6,323 人の減少（増減率△21.8%）となっており、大きく増加した平成 7 年をピークに人口減少に歯止めがかかっていない状況にある。

また、本市の年少人口（0 歳～14 歳）にあっても、令和 2 年国勢調査における年少人口（0 歳～14 歳）は 1,840 人であり、昭和 35 年の 10,187 人と比較すると 8,347 人の減少（増減率△81.9%）、平成 17 年の 3,717 人と比較しても 1,877 人の減少（増減率△50.5%）となっており、少子化の流れを受け急激に減少している。

なお、高齢者人口（65 歳以上）にあっては、令和 2 年国勢調査における高齢者人口（65 歳以上）が 8,269 人であり、昭和 35 年の 2,153 人と比較すると 6,116 人の増加（増減率 284.1%）と大幅な伸びを示していて、平成 17 年の 6,638 人と比較しても、高齢者人口（65 歳以上）は増加しており、今後も増加傾向を示していくことが考えられる。

そうしたことから、本市においては、今まで継続してきた少子化対策・定住対策はもとより、より積極的で即効性・実効性のある対策の実施が求められている。

一方、本市の産業別人口の動向では、昭和 35 年国勢調査によると総数 11,983 人のうち、第一次産業が 39.87%、第二次産業が 30.87%、第三次産業 29.26% となりその後、令和 2 年国勢調査では総数 10,952 人のうち、第一次産業が 1.67%、第二次産業が 32.82%、第三次産業が 64.67%、分類不能が 0.84% となり、第一次産業が大きく減少し、二次三次産業が増加傾向にある。特に第三次産業においては倍以上の増加を示している。

こうした傾向は、高齢化等による農林漁業就業者の自然減少と、若年就業者も雇用と収入の不安定な農林漁業よりも二次三次産業の職を求めていることが原因のひとつと考えられる。

表1－1 (1) 人口の推移（国勢調査）
上野原市

区分	昭和 35 年	昭和 50 年		平成 2 年		平成 7 年	
	実数 (人)	実数 (人)	増減率 (%)	実数 (人)	増減率 (%)	実数 (人)	増減率 (%)
総数	28,992	28,411	△2.00	27,790	△2.19	30,248	8.84
0歳～14歳	10,187	6,982	△31.46	4,837	△30.72	4,902	1.34
15歳～64歳	16,652	18,663	12.08	18,638	△0.13	20,140	8.06
うち 15歳～29歳(a)	6,580	6,984	6.14	5,831	△16.51	6,433	10.32
65歳以上(b)	2,153	2,761	28.24	4,315	56.28	5,206	20.65
(a)/総数 若年者比率	22.70%	24.58%	-	20.98%	-	21.27%	-
(b)/総数 高齢者比率	7.43%	9.72%	-	15.53%	-	17.21%	-

区分	平成 17 年		平成 27 年		令和 2 年	
	実数 (人)	増減率 (%)	実数 (人)	増減率 (%)	実数 (人)	増減率 (%)
総数	28,986	△4.17	24,805	△14.42	22,669	△8.61
0歳～14歳	3,717	△24.17	2,331	△37.29	1,840	△21.06
15歳～64歳	18,631	△7.49	14,625	△21.50	12,560	△14.12
うち 15歳～29歳(a)	5,412	△15.87	3,870	△28.49	3,143	△18.79
65歳以上(b)	6,638	27.51	7,849	18.24	8,269	5.35
(a)/総数 若年者比率	18.67%	-	15.60%	-	13.86%	-
(b)/総数 高齢者比率	22.90%	-	31.64%	-	36.48%	-

表1－1（2）産業別人口の動向（国勢調査）

上野原市

区分	昭和35年		昭和40年		昭和45年		昭和50年		昭和55年	
	実数/ 比率	実数/ 比率	増減率	実数/ 比率	増減率	実数/ 比率	増減率	実数/ 比率	増減率	実数/ 比率
総数	11,983人	12,370人	3.23%	13,146人	6.27%	12,256人	△6.77%	12,722人	3.80%	
第一次産業	4,778人	3,596人		2,829人		1,132人		830人		
就業人口比率	39.87%	29.07%		21.52%		9.24%		6.52%		
第二次産業	3,699人	4,655人		5,628人		5,996人		6,226人		
就業人口比率	30.87%	37.63%		42.81%		48.92%		48.94%		
第三次産業	3,506人	4,101人		4,685人		5,115人		5,664人		
就業人口比率	29.26%	33.15%		35.64%		41.73%		44.52%		
分類不能	0人	18人		4人		13人		2人		

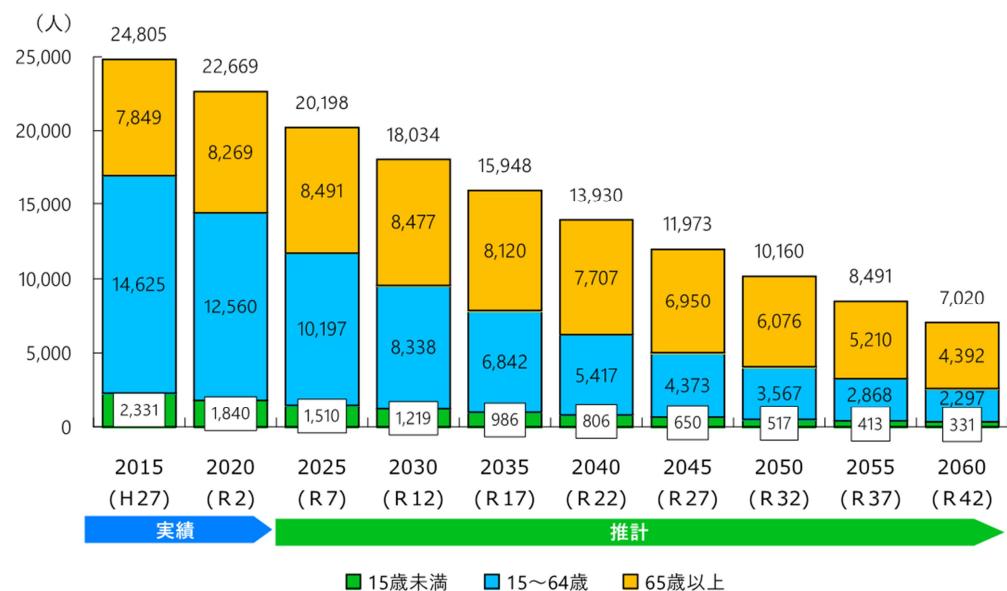
区分	昭和60年		平成2年		平成7年		平成12年		平成17年	
	実数/ 比率	増減率	実数/ 比率	増減率	実数/ 比率	増減率	実数/ 比率	増減率	実数/ 比率	増減率
総数	13,020人	2.34%	13,204人	1.41%	14,127人	6.99%	13,802人	△2.30%	13,273人	△3.83%
第一次産業	691人		316人		323人		162人		144人	
就業人口比率	5.31%		2.39%		2.29%		1.17%		1.08%	
第二次産業	6,513人		6,395人		6,000人		5,545人		4,805人	
就業人口比率	50.02%		48.43%		42.47%		40.18%		36.20%	
第三次産業	5,812人		6,488人		7,804人		8,091人		8,295人	
就業人口比率	44.64%		49.14%		55.24%		58.62%		62.50%	
分類不能	4人		5人		0人		4人		29人	

表1－1（2）産業別人口の動向（国勢調査）

区分	平成22年		平成27年		令和2年	
	実数/ 比率	増減率	実数/ 比率	増減率	実数/ 比率	増減率
総数	12,381人	△6.72%	11,542人	△6.78%	10,952人	△5.11%
第一次産業	218人		196人		183人	
就業人口比率	1.76%		1.70%		1.67%	
第二次産業	4,064人		3,802人		3,594人	
就業人口比率	32.82%		32.94%		32.82%	
第三次産業	8,034人		7,520人		7,083人	
就業人口比率	64.89%		65.15%		64.67%	
分類不能	65人		24人		92人	

表1－1（3）人口の見通し

上野原市



出典：「上野原市人口ビジョン」

(3) 市行財政の状況

本市の財政状況は人口の減少に伴う市税収入や地方交付税への影響が現れるほか、歳出では少子高齢化の進行に伴う社会保障関係経費の増加や、道路・橋梁などのインフラ施設を含めた公共施設の老朽化への対応が必要になるなど、厳しい状況が続くことが想定される。

このような状況のなか、今後においても、将来にわたり行政サービスを継続的・安定的に提供し、必要とされる行政需要に的確に対応するため、行財政改革を間断なく推し進め、健全で持続可能な財政基盤の確立を図りながら、引き続き効率的・効果的な行財政運営に努めていく必要がある。

表1－2（1）市町村財政の状況

区分	平成22年度	平成27年度	令和2年度
歳入総額 (千円)	11,694,595	12,667,813	14,648,271
	一般財源	7,536,906	7,784,310
	国庫支出金	1,192,507	1,559,635
	都道府県支出金	601,216	586,793
	地方債	1,329,900	1,359,000
	(うち過疎対策事業費)	0	0
	その他	1,034,066	1,378,075
歳出総額 (千円)	11,314,742	12,177,421	14,102,845
	義務的経費	5,263,201	4,976,264
	投資的経費	1,365,695	2,501,468
	(うち普通建設事業)	1,365,695	2,499,740
	その他	4,685,846	4,699,689
	過疎対策事業費	0	0
	歳入歳出差引額 C(A-B)	379,853	490,392
翌年度へ繰越すべき財源 D	91,251	92,416	72,762
実質収支 C-D	288,602	397,976	472,664
財政力指数	0.54	0.49	0.50
公債費負担比率	21.6%	18.1%	16.4%
実質公債費比率	—	—	10.7%
起債制限比率	11.8%	7.8%	—
経常収支比率	84.8%	85.0%	91.5%
将来負担比率	—	—	55.8%
地方債現在高	14,964,591	14,202,739	13,107,975

表1－2（2）

主要公共施設等の整備状況

区分	昭和 55 年度末	平成 2 年度末	平成 12 年度末	平成 17 年度末	平成 22 年度末	令和 2 年度末
市町村道						
改良率(%)				46.1	48.1	49.9
				66.6	69.5	71.4
農道						
延長(m)	42,101.8	44,731.5	46,815.1		49,097.3	49,042.3
耕地 1ha 当たり農道延長(m)	162.5	172.7	180.7		189.5	190.8
林道						
延長(m)	28,647.0	51,278.0	49,100.0		54,005.0	54,521.0
林野 1ha 当たり林道延長(m)	2.0	3.7	3.5		3.9	3.9
水道普及率(%)					94.8	95.9
水洗化率(%)					85.9	93.0
人口千人あたり病院、診療所病床数(床)					15.5	17.5

（4）地域の持続的発展の基本方針

本市では、秋山地区が、令和3年4月1日に「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」の適用を受け、「一部過疎」の指定を受けた。その後、令和2年の国勢調査の結果を受け、令和4年4月1日から本市全域が「全部過疎」の指定を受けることになった。本市において、進学先や就労先の選択肢の多い大都市の近くに立地している状況などの条件から若年層を中心に住民の転出が続き過疎化が進行している。

こうした状況を打破するためにも、地域住民の協力が必要不可欠であり、地域が抱えている課題や住民の意向などを踏まえ、将来構想の理念を取り入れた本計画を策定した。本市の過疎対策において、地域住民の安心・安全な暮らしを支える生活基盤の整備を推進するとともに、地域住民一人ひとりが持つ知恵や力を發揮・結集して、豊かな自然や魅力的景観、大都市の近隣に整備された工業団地等の特色ある地域資源を磨きあげ、地域外へと発信し、興味関心を集め、訪れてもらい、その魅力を認めてもらうことが、地域住民の誇りに繋がるという好循環をさらに創り出すことが重要となる。

今後は、厳しさを増す社会情勢や少子高齢化の進行などの課題に的確に対応し、第3期総合戦略である「上野原市みらい戦略」などとの整合性を図りながら、まちづくりの目指す将来像である「上野原の資源の循環で、未知を価値に変えるまち」の実現に向かって、本市の特性を最大限に活かしながら、地域活力のさらなる向上と持続的発展を目指すものとする。

〔基本的な施策〕

- ◎結婚・出産・子育ての希望をかなえるまちづくり
 - ◇出会いから結婚・妊娠出産・子育てへの支援
 - ◇ワークライフバランスの実現
- ◎連携と協働で郷土愛あふれるまち・ひとを育むまちづくり
 - ◇郷土愛を育む教育の推進
 - ◇連携と協働によって地域を元氣にする人材づくり
- ◎魅力ある雇用の創出と担い手を確保するまちづくり
 - ◇地域資源を活かした仕事づくり
- ◎多くの人が訪れ、住みたくなるまちづくり
 - ◇魅力ある情報発信力の強化
 - ◇地域資源を活かした環境整備と賑わいの創出
 - ◇移住・定住の促進
 - ◇上野原市への資金の流れをつくる

◎時代にあった地域をつくり、快適で安心・安全な暮らしを守るまちづくり

◇人生 100 年時代を見据えた長寿社会の形成

◇誰もが安全で安心して暮らせる環境の整備

◇特色を活かした地域づくりの推進

(5) 地域の持続発展のための基本目標

地域の持続的発展の基本方針に基づき、基本目標を設定する。

○基本目標 1 合計特殊出生率

本市における合計特殊出生率は、全国と比較しても低い水準で推移し、基準値の時点では県内ワーストとなっているため、令和 12 年の合計特殊出生率の目標値を 1.46 以上とし、県全体の出生率と同程度となることを目指として設定する。

基本目標 1	基準値	目標値
合計特殊出生率 (5 年平均)	0.96 〔令和 4 (2022) 年〕	1.46 〔令和 12 (2030) 年〕

○基本目標 2 社会増減数

本市におけるさらなる人口減少に歯止めをかけるため、結婚・出産・子育てへの支援や、地域資源を活かした関係人口を増加させる取組み、安全・安心を目指したまちづくり等の対策により、転出を抑制し、移動率の改善を図る。

基本目標 2	基準値	目標値
社会増減数 〔令和 5 (2023) 年〕	-67 人	-122 人 〔令和 12 (2030) 年〕

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

本市の人口減少対策等も含めた包括的な戦略である「上野原市みらい戦略」と併せて計画の進捗状況のヒアリングを行い、取りまとめた上で情報を共有する。効果的な施策を展開するためにも、計画・実施・評価・改善のサイクルにより進め、必要があれば適宜変更を行う。

(7) 計画期間

本計画の計画期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間とする。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合性

今後も人口の減少が続き、更なる少子高齢化が進むにつれて、財政基盤が極めて厳しい状況になることが予測され、今後の公共施設等の維持管理・更新費等の縮減が求められる。

このため、公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって公共施設等の最適な配置を実現するための管理方針を定めることとし、「上野原市公共施設等総合管理計画」を策定している。

同計画において、公共施設等の管理に関する基本的な方針として、「建物施設の適正配置」「新規整備の方針」「施設ニーズの変化に応じた機能提供」を定めているほか、不具合が生じてから対処する「事後保全管理」から、定期的な点検や診断により予防的な措置を施す「予防保全管理」への転換を推進し、一層の長寿命化と安心・安全なサービスの提供に努める。維持管理等でも、官民との連携を図り、財政負担の軽減と行政サービスの向上を目的としてPPPやPFIなどの手法を検討し、民間活力の導入を図る。

また、用途廃止された建物施設は、必要により広域化や民間移管、譲渡や払下げなども検討する方向で、施設共通の方針も定めている。

本計画では、上野原市公共施設等総合管理計画との整合性を図りながら、関連する公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するとともに、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点

ア 移住・定住

本市における移住・定住者誘致の取り組みは、ホームページやSNSなどを活用し、市の魅力を情報発信するほか、移住前の相談のみならず移住後の暮らしのサポートなどを実施してきたが、近年の東京圏から地方への移住希望者の増加傾向を踏まえ、引き続き、東京圏への情報発信など、移住や二拠点居住の受皿となる空き家や空き店舗の移住促進に向けた効果的なPRや施策に取り組む必要がある。また、東京圏と隣接した立地条件から、テレワークを活用した都市部と地方の両方に生活と仕事の拠点を持つ二拠点居住などの推進を図るための、環境整備を行う必要がある。

イ 地域間交流

地域間交流について、新型コロナウイルス感染症の影響を契機として東京圏から地方移住等への関心が高まっており、多様化するライフスタイルのニーズを的確に捉えることで、他地域との人・物・情報の交流による賑わいの創出と関係人口の拡大など地域の活性化が期待される。

また、本市が持つ都会にはない田園風景や豊かな自然などの資源は、「癒やし」などを求める都市住民にとっても魅力的なものとして捉えられつつあり、自然志向などの様々なライフスタイルを実現できる場としての機能を発揮している。

(2) その対策

ア 移住・定住

・情報発信の充実

移住・定住者向けとして、ホームページへ子育て、住宅、暮らしなどの情報を一元的に掲載し、空き家バンク等の情報発信を充実していく。

・移住・定住施策

空き家・空き店舗バンクによる住宅情報を提供するとともに、住宅・店舗の取得及びリフォームなどに対する支援を行う。また、移住の促進を図るため東京圏からの移住に対しての支援や、市内に住宅を取得等する移住者への支援を行う。

・二拠点居住施策

二拠点居住やリモートワーク等を推進するため、サテライトオフィス等との官民連携も図りつつ、立地的特性を活かし、充実した「住まい」・「なりわい」・「コミュニティ」の提供を推進する。

イ 地域間交流

・大学との連携

課題を抱える地域、活動フィールドを求める大学と協働し、大学の人材育成と本市の課題解決という双方のニーズを充足する。

・地域間交流の促進

本市の市民同士はもちろん、市外の人々との交流を通じて、交流人口だけでなく、多様な形で主体的に関わる関係人口を増加させ、地域の担い手を中心とした共助のコミュニティ形成を促進するための支援を行う。

また、地域内の課題解決や地域内外との交流促進のため、空き家・空き店舗や公共施設、地域内の遊休施設を活用した交流施設等の整備を検討する。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1. 移住・定住・ 地域間交流 の促進、人材 育成	(4) 過疎地域持続的 発展特別事業 ・移住・定住 ・地域間交流	移住・定住促進事業 空き家・空き店舗バンクリフォーム補助事業 移住者住宅取得等補助事業 移住支援金交付事業 地域活性化策調査研究事業 コミュニティ創生事業	市 市 市 市 市 市	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

上野原市公共施設等総合管理計画において、公共施設等の管理に関する建物施設及びインフラ施設共通の基本的な方針（建物施設の適正配置・新規整備の方針・施設ニーズの変化に応じた機能提供・予防保全による長寿命化・維持管理等の方針）に基づき「施設類型ごとの管理に関する基本方針」を定めている。この方針に基づき、すべての公共施設等の整備にあたっては整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

3 産業の振興

(1) 現況と問題点

ア 農業

近年の農業を取り巻く環境は依然として厳しく、輸入農産物との価格競合による国内農産物の価格低迷が国内生産の縮小を招き、結果として後継者不足が深刻化する状況が続いている。さらに、農業従事者の高齢化に加え、食料自給率の低下、農業の多面的機能の喪失、関連産業と地域経済の減退などの影響も懸念されている。

このため、令和7年度に地域計画を策定したが、今後10年、20年先を見据えて隨時地域計画を見直しながら、農地が維持管理されるようサポートをしていく必要がある。

イ 林業

本市の森林面積は13,980haであり、総面積17,057haの約82%を占めている。近年、林業採算性の悪化による林業生産活動の停滞や森林所有者の高齢化、不在化などにより森林整備も滞りつつある。

林業不振の状況が長期に渡って続いてきたなかで、林業生産活動は停滞傾向にあるが、皆伐・間伐林齢を迎えた森林の計画的な整備が必要となっているほか、水源かん養機能や山地災害防止機能を保全するための森林管理等が求められる。

ウ 商工業

本市の商業は、小売業を主体に地域内の購買ニーズに対応してきたが、小規模個人経営が大半を占める商業構造にあり、近隣自治体への大型店の進出、インターネットの活用をはじめとした購入手段の多様化、自家用車の普及に伴う郊外への人の流出等により購買環境が大きく変化した。また、高齢化や、後継者不足とも相まって、地元商店数が減少の一途を辿っている状況である。

このため、商工会とも連携しながら、事業継承の推進や起業・創業の支援、空き店舗の活用など新たな賑わいの創出に取り組んでいく必要がある。

また、市内2か所の工業団地には製造業を中心に雇用と税収に繋がる企業が多数あるが、人材の確保や育成に課題を抱えており、首都圏に近い立地を活かした副業人材の活用等支援をしていく必要がある。

エ 観光業

本市には、温泉、キャンプ場、マス釣り場、ゴルフ場など観光・交流拠点の観光施設が数多くある。しかし、コロナ禍が収束した後も、観光客数は以前の水準まで戻っておらず、他の地域に見られるような外国人観光客の増加にも繋がって

いない。観光客の大部分は日帰りであるほか、これらの観光・交流資源も、観光客が年間を通して繰り返し訪れる魅力ある観光基盤として十分に活用されず、老朽化による施設の更新も重要な課題であり、施設の更新が必要となる。

今後は、インバウンドを含めた観光客の増加はもとより、ジオパーク構想推進事業との連携や観光・交流から関係人口や移住・定住への展開も見据えながら、観光・交流資源の整備充実・有効活用に努め、着地型の観光・交流機能の強化を進めていく必要がある。

(2) その対策

ア 農業

・農業生産基盤の充実

農業地域が有している多面的機能を将来にわたって十分に発揮するため、農地・農業用水路・農道等の農村資源の適切な保全管理や整備、荒廃農地の解消、野生鳥獣被害の防止等の取り組みを地域協働で実施する体制づくりを進める。

・生産性の向上、地域特産品生産及びブランド化の促進

地域の農業者の知恵・経験・技術を活かし、伝統野菜など特色ある農産物の生産販売、地域資源を活用した伝統食や農産加工品、産直など農作物の直売などによる地域資源の高付加価値化への取り組みを推進する。

・多様な担い手の育成・確保

新規就農して農家を志す方はもちろん、定年退職者や働きながら農業を行う兼業農家など様々な形態で農業を行う人を増やす。そのために各地区の農業委員との連携や相談体制を充実させる。

イ 林業

・森林の多目的利用

森林の持つ多面的機能が持続的に発揮されるよう、森林組合や地域事業者との連携のもと森林所有者の合意形成を図りながら、計画的な森林管理・整備を促進するほか、森林の多目的利用の推進を行っていくことで、森林の憩いの場や遊び場、学習や環境教育の場として利用を推進する。

ウ 商工業

・商工会への支援

商工業振興の中核的役割を担う商工会の運営を支援し、経営改善や後継者の育成、新規開業者の発掘、地域に密着したサービスや販売促進活動の展開など、商工業の活性化に向けた各種活動を一層活発化させる。

・小売り・サービス業の再生に向けた検討の推進

人々が集う賑わいの場の再生と創造を目指し、住民や事業者をはじめ、関係機関・団体、行政等が一体となり、小売り・サービス業の再生・存続を図る。また、空き店舗の活用や事業継承や地元企業の参入等を活発化させる仕組みづくりを目指す。

・商工業の持続的な発展

商工業の振興として、企業の自らの創意工夫や自主的な努力を尊重しつつ、首都圏に近い立地を活かした副業人材の活用等も含め、関係機関との連携のもと、商工業等全体の持続的な成長及び発展に関する施策を総合的に推進する。

エ 観光業

・観光・交流資源の整備充実・有効活用

今求められるニーズに応える魅力のある観光拠点として、本市における観光施設等の再整備を図り、ジオパーク構想推進事業や事業者等との連携のもと、施設・設備の適正な維持管理とソフト面での充実に努め、より一層の集客を図る。

また、積極的に映画やドラマ撮影の誘致を行うことで、交流人口の増加や市民の誇りを醸成するためロケツーリズムを推進する。

・広域観光交流体制の充実

美しい自然や農村の魅力や地形的な特色を活かした体験型観光を推進するため、民間企業や関係団体との連携や体制を強化すると共に、外国人観光客を対象に周辺自治体と広域的連携による受け入れや観光ルートの作成など集客活動を推進する。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2. 産業の振興	(1) 基盤整備 ・農業 (9) 観光又はレクリエ	県営農村災害対策整備事業 防災重点農業用ため池緊急整備事業 上野原土地改良区農業用水路復旧工事 月見が池下流農業用水路改修工事 公共レクリエーション施設等改修事業	山梨県 山梨県 山梨県 市 市	

	ーション	(秋山温泉・緑と太陽の丘キャンプ場・平野田休養村キャンプ場・秋山マス釣り場・ふるさと長寿館・ゆずりはら自然の里・羽置の里びりゅう館 他) 地域間交流施設等整備事業 (大目多目的共同施設 他) 地域資源を活用した観光施設等整備事業 (上野原駅南口地域活性化施設 他) 観光資源等環境整備事業	市 市 市	
	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 ・商工業・6次産業化 ・観光	企業等支援事業 公共レクリエーション施設等運営事業 (秋山温泉・緑と太陽の丘キャンプ場・平野田休養村キャンプ場・秋山マス釣り場・ふるさと長寿館・ゆずりはら自然の里・羽置の里びりゅう館 他) 地域間交流施設等検討・整備・運営事業 (大目多目的共同施設 他)	市 市	市

(4) 産業振興促進事項

(i) 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
市全域	①製造業 ②情報サービス業等 ③農林水産物等販売 ④旅館業	令和8年4月1日～ 令和13年3月31日	

(ii) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

- ・上記、(2) 対策のとおり。

(5) 公共施設等総合管理計画等との整合

上野原市公共施設等総合管理計画において、公共施設等の管理に関する建物施設及びインフラ施設共通の基本的な方針（建物施設の適正配置・新規整備の方針・施設ニーズの変化に応じた機能提供・予防保全による長寿命化・維持管理等の方針）に基づき「施設類型ごとの管理に関する基本方針」を定めている。この方針に基づき、すべての公共施設等の整備にあたっては整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

4 地域における情報化

(1) 現況と問題点

地域情報化については、平成 16 年度から平成 23 年度にかけて、地域イントラネット基盤施設整備事業及び情報通信基盤整備事業において、光ファイバーケーブルやケーブルテレビ関連の設備やインターネットが利用可能な環境を整備した。

一方、昨今の社会全体のデジタル化が加速するなか、デジタル格差の解消が課題となっており、高齢者や障害者を含め、全ての住民が支障なくデジタル設備や超高速インターネットサービス等を利用できる環境整備が重要である。

(2) その対策

光ファイバーケーブルの適正な維持管理や対象エリアの拡大、市からのお知らせの内容充実に努めるとともに、HP や SNS、行政放送の利活用を含めた中で、住民生活の向上に繋がる新たな情報サービスの提供について研究し、その実現化に努める。

国の「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」に基づく様々な展開に向けて、住民への周知・啓発等に努める。

(3) 計画

事業計画（令和 8 年度～令和 12 年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
3. 地域における情 報化	(1) 電気通信施設等情 報化のための施設 ・ブロードバンド施 設	光エリア拡大事業	市	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

上野原市公共施設等総合管理計画において、公共施設等の管理に関する建物施設及びインフラ施設共通の基本的な方針（建物施設の適正配置・新規整備の方針・施設ニーズの変化に応じた機能提供・予防保全による長寿命化・維持管理等の方針）に基づき「施設類型ごとの管理に関する基本方針」を定めている。この方針に基づき、すべての公共施設等の整備にあたっては整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

5 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点

ア 道路

道路及び橋梁については、住民生活や産業活動に欠かせない社会基盤であるため、本市はこれまで、幹線道路や生活道路の改良・舗装整備をはじめ、老朽化が進んでいる道路橋やトンネルなど道路施設についても、定期点検や修繕を実施するとともに、通学路の安全対策などに努めており、今後においても、防災・安全対策を踏まえた道路整備や計画的な道路施設の修繕のほか、人にやさしい歩行空間の創出など、道路環境の向上が求められる。

イ 農道及び林道の整備

過疎地域等は、地形条件が厳しく、農道を含めた農業生産基盤の整備が他地域と比べて必要性が高く農作物の集出荷のための道路整備のほか、集落間の連絡道路を整備することにより、生活環境の向上や農村の活性化を図っていく必要がある。

また、整備済の農道についても、重要構造物の耐震化や長寿命化のための対策を計画的に進め、生活環境基盤の維持を図っていくことが課題となる。

林道について、農道と同じく他地域に比べ必要性が高く森林の整備の基盤となる既設林道の老朽化対策、また近年激甚化する災害に対し強靭な林道整備が必要となる。

ウ 公共交通機関

路線バスをはじめとする公共交通は、通勤や通学、買い物や通院など住民生活に欠くことのできないものであるが、自家用車の普及や道路網の整備が進むなか、人口移動や人口減少などにより公共交通の利用は減少傾向にある。

また、地方における公共交通の利便性の低さは、高齢者が運転免許証を自主返納することへの妨げになっており、それに伴う交通事故の増加も懸念される。今後、住民生活に必要な利便性の高い公共交通の確保・維持をしていく対策が必要である。

(2) その対策

ア 道路

・道路基盤の整備

交通基盤は、産業の発展や地域の振興にとって重要な役割を担っており、まちづくりの根幹を支えている。道路網の整備については、交通安全対策に主眼を置

き、近隣市町村と連絡する広域道路や県道・市道についても住民が安心して快適な生活を送ることができるよう、交通安全の環境、橋梁の長寿命化を目的とした補修等の整備を促進するほか、道路環境の向上を図るため県道・市道の維持管理を関係機関に要請していく。

イ 農道及び林道の整備

・農道及び林道の整備

農業における農作物の効率的な流通及び耕作放棄地の有効な利活用に対応するための農道網を整備する。既設農道については、重要構造物の耐震化や長寿命化のための対策を計画的に進めていく。

土砂流出防止や自然環境保全など、公益的機能の維持については、効率的な林業生産活動を促進するとともに、森林の多面的機能を活用し、地域の活性化を図るため、林道、林業専用道、森林作業道等の整備・改良・舗装を進める。

ウ 公共交通機関

・交通確保対策

地域における公共交通は、地元商店の減少や医師不足による地域医療の衰退等に伴い、今後、利便性の低さが深刻化することが懸念されるが、自家用車を持たない交通弱者にとっては、日常生活における買い物や通院等の移動手段として必要不可欠である。このことから、安定的な運行の確保に努めるとともに、民間運行業者と連携し、路線バス及びデマンドタクシー等公共交通の総合的な利便性の向上に向けて運行形態も含めた改善等を目指す。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4. 交通施設の 整備、交通 手段の確保	(1) 市町村道 ・道路	市道新設・改良・舗装・維持・防災工事等 事業 (市道新井黒田線舗装改修事業) (市道桑久保和見線道路改良事業) (市道谷後安達野線道路改良事業) (市道桜井向坂線舗装改修事業) (市道桜木大門線路側改修事業)	市 市 市 市 市	

		(市道西シ原上道線側溝改修事業) (市道花井小淵線舗装改修事業) (市道桜井上村線側溝改修事業) (市道原清ヶ線舗装改修事業) (市道神野上村線側溝改修事業) (市道富岡明ヶ線道路改良事業) (市道横道ハッ田線舗装改修事業) (市道新屋井太家線路側改修事業) (市道本町奈須部丸畠線道路改良事業) (市道上新田諏訪線道路改良事業) (市道八米鏡渡橋線道路改良事業) (市道本町巖線道路改良事業) (市道本町新田倉線道路改良事業)	市 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市	
	・橋りょう	橋りょう修繕事業 (市道大野犬目線谷後沢橋) (市道松留巖島橋線松留橋) (市道奈須部下岩支線下河原橋) (市道大野犬目線柿ノ木橋) (市道四方津御前山線当月上橋) (市道湖南上線才槌橋) 橋りょう定期点検事業 上野原市橋梁長寿命化計画に基づく事業	市 市 市 市 市 市 市 市	
	・その他	トンネル修繕事業 (秋山トンネル警報機器更新事業) トンネル定期点検事業 上野原市トンネル長寿命化計画に基づく事業	市 市 市	
(2)	農道	農道新設・改良・舗装・維持・防災工事等事業 (農道神野向河原1号線路面復旧事業) 農道台帳整備事業	市 市	

	(3) 林道	林道新設・改良・舗装・維持・防災工事等事業 (林道富士東部南線開設事業) (林道富士東部北線改良事業) (林道栃穴駒門線開設事業) (林道腰掛線改良事業)	山梨県 市 市 市	
	(9) 過疎地域持続的 発展特別事業 ・公共交通 ・交通施設維持	上野原デマンドタクシー運行事業 生活バス路線維持事業 市道・農道・林道維持管理・環境整備事業	市 市 市	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

上野原市公共施設等総合管理計画において、公共施設等の管理に関する建物施設及びインフラ施設共通の基本的な方針（建物施設の適正配置・新規整備の方針・施設ニーズの変化に応じた機能提供・予防保全による長寿命化・維持管理等の方針）に基づき「施設類型ごとの管理に関する基本方針」を定めている。この方針に基づき、すべての公共施設等の整備にあたっては整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

6 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

ア 水道施設

水道施設は、市民生活や社会経済活動を支える重要なライフラインであることから、安全で良質な水道水を安定供給するほか、災害時においても市民生活に著しい支障をきたすことがないよう、老朽化した水道施設の改良・更新や危機管理対策を推進していく必要がある。

イ 生活排水処理施設及び下水処理施設等

市における、生態系や景観の保全等、河川環境全般の保全の観点から、生活排水処理について、公共下水道や農業集落排水処理施設、合併処理浄化槽をそれぞれの地区の特性に応じた方法で適切に組み合わせ、生活排水の処理を推進していく必要がある。

ウ 廃棄物処理施設

本市の廃棄物処理施設に係る主要設備等は、経年による劣化が進んでいる状況にある。設備や建物の計画的な改修を進め、有害物質の排出抑制など、適正な処理を維持し、安定した廃棄物処理を行うとともに、各種施設の定期的な整備や適切な設備更新を図る必要がある。

エ 火葬場

市の葬斎場（火葬場）は、昭和55年7月の供用開始より45年が経過しており施設等の老朽化が進んでいる状況である。また、市民生活に必要不可欠な施設であることから、安定的にその機能を維持していかなくてはならないため、適切な保全や計画的な修繕・改修を行う必要がある。

オ 消防・救急施設及び防災

消防体制について、頻発化・激甚化する気象灾害や高齢社会の進行に伴う救急出動件数の増加など、消防を取り巻く環境の変化に対応とともに、より安全で迅速な対応を図るため、消防・救急施設や設備の整備・更新などを計画的に進め、救急救命体制の充実はもとより、火災予防体制や地域防災力の要である消防団の強化も図っていく必要がある。

また、住民が安心して暮らすことができる生活環境づくりとして、土砂災害警戒区域等への防災工事や河川の護岸整備を図るとともに地震などの災害に備え、各種防災訓練や研修の拡充、防災資機材の充実、防災に関する様々な知識や技術

を学び、地域で活躍できる防災リーダーの育成、自主防災組織の育成や支援による地域防災力の強化など、防災対策に取り組む必要がある。同時に、自助・共助・公助の取り組みを充実させ、災害に強いまちづくりを進めていく必要がある。

(2) その対策

ア 水道施設

・水道施設の整備

安定した水道水の供給を維持していくためにも、導水施設や配水施設、簡易水道施設等の改修を計画的に実施することにより、安全な水道水の永続的安定供給に努める。

イ 生活排水処理施設及び下水処理施設等

・生活排水処理施設及び下水処理施設の整備

生活排水処理施設・下水処理施設は、快適な生活環境の確保や公衆衛生の向上ならびに水質保全などの役割を担う重要な社会基盤施設であることから、老朽化した施設の改修・更新を計画的に行う。また、集落形態や地理的条件等に合わせて、合併処理浄化槽の設置促進など生活排水処理対策に努める。

ウ 廃棄物処理施設

・廃棄物処理施設の整備

廃棄物処理施設において、計画的な施設の改修や各種施設の定期的な整備・更新に努めるとともに、ごみ分別の徹底、リサイクルの推進など、ごみ、し尿・浄化槽汚泥等の適正処理による適切な衛生環境の維持・継続のため、住民と行政が一体となってごみ減量化などの環境対策に努める。

また、安定的・効率的な運営のため、廃棄物処理施設の広域化や集約整備について検討を行う。

エ 火葬場

・火葬場の整備

安定的な維持管理に向けて、必要に応じた修繕・改修・更新を実施しつつ、今後の在り方についても検討を行う。

オ 消防・救急施設及び防災

・消防施設及び防災体制の整備

火災や近年頻発する気象災害の防止や被害軽減を図るため、常備消防、非常備

消防の警戒体制の充実に努め、各種消防機器の適正な更新を図るとともに、消防施設の計画的な整備を促進する。救急体制については、救急業務の高度化に対応するため、救急隊員の教育・訓練の充実に努め、住民に対する AED を含めた応急手当の普及と早期通報の重要性の啓発を行い、救急体制を強化する。

また、効果的な防災訓練や研修の実施により、地域で活躍できる防災リーダーの育成や住民の自助・共助の意識の向上を図り、防災資機材を充実させることで地域の防災力の実効性を高める。組織的な自主体制の整備として、消防団員の確保に努め、組織の育成を図るなど地域住民と一体となった防災体制の強化を図る。

住民が安心して生活できる環境づくりとして、土砂災害警戒区域等への防災工事や河川の護岸整備など計画的な防災力強化を図る。

(3) 計画

事業計画（令和 8 年度～令和 12 年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5. 生活環境の整備	(1) 水道施設 ・簡易水道	秋山簡易水道施設等更新事業 仲間川簡易水道施設等更新事業	市 市	
	(2) 下水処理施設 ・公共下水道	公共下水道整備事業 マンホールポンプ等改築工事	市 市	
	(3) 廃棄処理施設 ・ごみ処理施設	ごみ処理施設新設・改修事業 広域化ごみ処理施設整備事業	市 市	
	・し尿処理施設	し尿処理施設新設・改修事業	市	
	(4) 火葬場	火葬場大規模改修事業	市	

	(5) 消防施設	消防ポンプ車更新事業 消防団用小型ポンプ積載車更新事業 消防本部・消防署用救急車等購入事業 地下式鉄製消火栓改修事業 消防無線基地局整備事業 西原びりゅう館広場ヘリポートコンクリート舗装事業	市 市 市 市 市 市	
	(7) 過疎地域持続的 発展特別事業 ・生活	簡易水道等整備費市補助事業	市	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

上野原市公共施設等総合管理計画において、公共施設等の管理に関する建物施設及びインフラ施設共通の基本的な方針（建物施設の適正配置・新規整備の方針・施設ニーズの変化に応じた機能提供・予防保全による長寿命化・維持管理等の方針）に基づき「施設類型ごとの管理に関する基本方針」を定めている。この方針に基づき、すべての公共施設等の整備にあたっては整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

ア 児童福祉

若年層の流出により、子どもの数は減少傾向にあるが、女性の社会進出や共働き世帯の増加により、保育所や学童保育などの子育てに対するニーズは増加傾向にある。

少子化が国全体の大きな課題となっており、子どもを産み、育てる世代を社会全体で支える仕組みづくりが求められている。妊娠・出産・育児に不安を抱える人は増加しており、安心して出産や育児に取り組めるよう、支援体制づくりや、子どもを地域で見守り、地域で育てる体制づくりとともに、仕事と家庭の両立に対する支援を進め、子育てしながら働き続けられる環境を整備する必要がある。

イ 高齢者福祉

本市の人口構成は65歳以上が40%を超える高齢化が進んでいる状況にある。また、令和7年に団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となり、介護等の支援を必要とする高齢者が増加している。そのような中、住み慣れた地域で自分らしい生活ができるよう、生活支援等が一体的に提供される地域包括ケアシステムの推進が求められる。

高齢者が住み慣れた地域で自分らしく生活できる地域づくりを支援するとともに、いつまでも元気でいられるような地域を目指し、誰もが積極的に社会参加・社会貢献できる機会の創出や地域全体が一体となって高齢者福祉を推進し、見守り、支え合う高齢者に優しいまちづくりを進めていくことが必要である。

ウ 障害者福祉

「障害者総合支援法」の理念に基づき、障害の有無に関わらず、どのように生活するかについての選択の機会や社会参加の機会が確保される共生社会の実現が求められている。少子高齢化が進む中で、住民が安心して生活していくためには、地域全体で支え合う地域福祉の取り組みを総合的に進めていくことが必要であり、障害者にも利用しやすい施設等の整備推進も課題である。さらに、障害者の高齢化に伴い、リハビリテーションや医療面からの対応が今後必要度を増すと考えられ、支援体制の整備充実を図る必要がある。

(2) その対策

ア 児童福祉

少子高齢化による地域社会の停滞の解決策として、子どもを育てやすい環境づくり

りが必要であり、児童福祉の充実は地域の活性化に繋がる。

市では、子ども人口の増加に繋がる安心して産み育てることのできるまちづくりを維持するため、心穏やかに安心して出産し、健やかな子育てができるよう、経済的負担の軽減という面も含め児童福祉サービスの向上に努める。

また、公立保育施設を安定的に維持管理しつつ、教育・保育が一体的に提供できる認定こども園への移行への支援を行うなど、子育て世代が幅広い教育・保育環境を選択できるよう、公立・私立が分担して安全な教育・保育環境の確保に努める。

イ 高齢者福祉

高齢者が住み慣れた地域でいきいきと生活できるように、社会参加・社会貢献できる機会の創出を図り、現在行っている対策を維持し、さらに適切な介護予防・生活支援サービス・認知症対策を充実させるサポート体制の構築や、老人福祉センターとしての機能を継続的に管理・運営していくための集約化など、高齢者が安心して生活できる地域づくりを推進していく。

ウ 障害者福祉

障害者が安心して日常生活を送れるように、公共施設をはじめとする施設整備を促進するとともに、障害者への理解と認識を高める啓発活動等により障害者にとって明るい住みよいまちづくりを推進する。また、リハビリテーションをはじめとする障害者の医療体制の充実により、障害者の社会復帰を図るとともに、できるだけ自立し社会活動にも参加していく様に、就労に対する職業指導その他の支援体制の充実を図る。

（3）計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6. 子育て環境の確 保、高齢者等の保 健及び福祉の向 上及び増進	(1) 児童福祉施設 ・保育所 (2) 認定こども園 (3) 高齢者福祉施設	保育所等施設管理事業 認定こども園施設管理事業 	市 市	

	<ul style="list-style-type: none"> ・老人福祉センター 	秋山老人福祉センター集約・移転事業	市	
	<ul style="list-style-type: none"> (8) 過疎地域持続的発展特別事業 			
	<ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉 	<ul style="list-style-type: none"> 保育施設等給食費支援事業 子ども医療費助成事業 	市 市	
	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者・障害者福祉 	<ul style="list-style-type: none"> 要介護者移送サービス事業 地域支援事業 	市 市	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

上野原市公共施設等総合管理計画において、公共施設等の管理に関する建物施設及びインフラ施設共通の基本的な方針（建物施設の適正配置・新規整備の方針・施設ニーズの変化に応じた機能提供・予防保全による長寿命化・維持管理等の方針）に基づき「施設類型ごとの管理に関する基本方針」を定めている。この方針に基づき、すべての公共施設等の整備にあたっては整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

8 医療の確保

(1) 現況と問題点

今日の医療を取り巻く情勢は、医師不足の深刻化や医師・診療科の偏在など厳しい状況にあり、地域医療においても、今後、益々厳しい状況が続くと予想される。

その一方で、少子高齢化の進行や生活環境の変化に伴い、小児救急医療や高齢者医療の需要が増大しているため、より充実したサービスの提供に対するニーズが高まっている。このため、将来にわたり身近なところで安心して適切な医療を受けることができる体制づくりが課題となる。

(2) その対策

安定的な医療体制を確保し、地域の医療ニーズに対応するため、必要に応じて病院の整備・改修を行う。地域医療の維持、向上を目指し、二次救急医療機関として必要な医療機器の更新・整備を行う。

また、秋山及び西原診療所の適切な医療水準を確保するため、上野原市立病院との広域医療体制の連携強化等を推進していく。秋山診療所については、継続的な管理・運営を行うための集約化を検討する。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
7. 医療の確保	(1) 診療施設 ・病院 ・診療所 (3) 過疎地域持続的 発展特別事業 ・診療所	上野原市立病院整備改修等事業 上野原市立病院機械及び備品整備事業 上野原市立病院附属秋山診療所集約・移転 事業 上野原市立病院付属診療所運営事業 (秋山・西原)	市 市 市 市	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

上野原市公共施設等総合管理計画において、公共施設等の管理に関する建物施設及びインフラ施設共通の基本的な方針（建物施設の適正配置・新規整備の方針・施設ニーズの変化に応じた機能提供・予防保全による長寿命化・維持管理等の方針）に基づき「施設類型ごとの管理に関する基本方針」を定めている。この方針に基づき、すべての公共施設等の整備にあたっては整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

9 教育の振興

(1) 現況と問題点

ア 学校教育

全国的に少子化が進むなか、本市においても児童生徒数の減少が著しく、1学年1学級の小規模校が増加しており、クラス替えができないことや目的に応じた学習形態を取り難いこと、部活動が組織できないなどの問題が生じている。教育環境の充実を図るため、地域の実情を十分踏まえながら、教育推進の体制づくりが必要となる。

また、学校施設は児童生徒等が一日の大半を過ごす活動の場であるとともに、災害時には地域住民の避難所としての役割も果たすことから、その安全性の確保は極めて重要であり、教育環境の改善と機能向上を目的とした校舎等の整備・改修やスクールバス運行の在り方や検討など、安全・安心で快適な学校づくりに資する取り組みを進めていく必要がある。

イ 社会教育

近年、情報化・国際化に伴う生活スタイルの変化やワークライフバランスの浸透に伴う余暇時間の増加により、個人の学習ニーズが多様化しており、高齢化社会のなかで自らの生きがいづくりや自己実現及び問題解決の為に、生涯学習の果たす役割が従来にも増して重要となっている。

このため、本市では、生涯学習機会の創出や活動の場の提供など、社会教育の充実に努めており、地域特性等を活かした生涯学習事業を一層推進していく必要がある。

ウ コミュニティ活動・スポーツ振興

人口減少や高齢化の進行により地域コミュニティの活力低下が懸念されるなか、地域において住民同士が支え合う力の維持向上を図るうえで、地域の枠を超えた交流機会の創出や住民の自主活動の場、コミュニティ活動やスポーツ振興のため、その活動に資する集会施設や体育施設等の有効活用と関連施設の整備・改修を進めていく必要がある。

(2) その対策

ア 学校教育

確かな学力の育成に向け、本市ならではの豊かな自然環境を教育資源として活用する創意ある教育の充実、情報教育や福祉に関する取り組みなど社会変化に対応し、想像力豊かな感性を培う教育の充実を図る。

また、教育環境の向上や、安全・安心で快適な施設対策や継続的なスクールバス運行などの登下校環境の整備対策を行うと共に、ICTを活用したオンライン学習を推進し、情報活用能力と学力の向上を図る。

教育を取り巻く社会情勢の変化や、継続的な教育環境を整えるため、学校の再編や連携型中高一貫教育を視野に最善の教育環境を検討していく。

イ 社会教育

生涯にわたる多種多様な学習機会の提供を目指し、生涯学習の拠点として学校施設や屋内運動場の利活用を図る。住民誰もが気軽に集まり学習できる環境を提供することにより、地域の特色を活かした、自主的な生涯学習活動の推進を行う。

ウ コミュニティ活動・スポーツ振興

地域コミュニティの維持・存続を図るうえで、集会施設や体育施設の果たす役割は大きく、施設の老朽化に対し長寿命化への対応と安全性の向上を図るために改修を計画的に行う。秋山公民館については、継続的な管理・運営を行うための集約化を検討する。

また、体育施設を整備し、スポーツ・レクリエーションなどを通じた地域住民の健康増進や地域間交流を推進する。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8. 教育の振興	(1) 学校教育関連施設 ・校舎 ・屋内運動場 ・スクールバス・ポート	小・中学校校舎長寿命化改修事業 (上野原西小学校・上野原中学校) 小中学校校舎・周辺環境整備事業 中高一貫教育施設整備事業 小・中学校屋内運動場環境整備事業 (照明 LED 化、空調設備整備 等) スクールバス整備事業	市 市 市 市	

	<ul style="list-style-type: none"> ・給食施設 ・その他 <p>(3) 集会施設、体育施設等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公民館 ・体育施設 ・図書館 <p>(4) 過疎地域持続的発展特別事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・義務教育 	<p>学校給食施設整備事業</p> <p>小・中学校 ICT 環境整備事業</p> <p>秋山公民館集約・移転事業</p> <p>社会体育施設 LED化事業 (旧小・中学校体育館 LED化事業) (桂川少年野球場兼ソフトボール球場夜間照明 LED化事業) (秋山観光スポーツ広場夜間照明 LED化事業)</p> <p>社会体育施設環境整備事業 (旧小・中学校体育館等整備改修事業) (桂川野球場・桂川テニス兼フットサル場整備改修事業)</p> <p>上野原市立図書館整備改修等事業</p> <p>中高一貫教育連携推進事業</p>	<p>市 市</p> <p>市</p> <p>市 市 市</p> <p>市</p> <p>市</p>	
--	--	--	--	--

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

上野原市公共施設等総合管理計画において、公共施設等の管理に関する建物施設及びインフラ施設共通の基本的な方針（建物施設の適正配置・新規整備の方針・施設ニーズの変化に応じた機能提供・予防保全による長寿命化・維持管理等の方針）に基づき「施設類型ごとの管理に関する基本方針」を定めている。この方針に基づき、すべての公共施設等の整備にあたっては整合性を図りながら、過疎対策に必要な事業を適切に実施する。

10 集落の整備

(1) 現況と問題点

地域における人口減少や高齢化の進行が著しく、このまま対策を講じなければ、地域コミュニティ機能維持が困難となり、日常生活の維持や移動手段の確保、医療問題など様々な課題の発生が想定される。少子高齢社会など、社会環境の変化に対応しながら、地域コミュニティ機能の低下を防ぐ仕組み作りが必要となる。

秋山地区内における各行政施設は、建設から長い年数が経っており、秋山老人福祉センターの老朽化に伴う休館など住民サービスの低下を招いている。

また、地区内には老朽化した大規模な施設が点在しており、行政効率や人口規模に見合った施設の整備を推進していく必要がある。

(2) その対策

集落づくりを展開するにあたり、地域の魅力を最大限に引き出し、特色ある地域産業を創出するとともに、就労の場を確保し、若年層の人口流出に歯止めをかける対策の強化に努める。

市や地域を良くするために活動する市民団体等を応援することで、地域コミュニティの機能の向上を図る。

また、地域のニーズに応じて、支所・出張所の再編や地域交流施設の検討・整備を行う。秋山地区においては、分散した行政機能を集約し、行政効率及び行政サービスの向上を図るとともに、人口規模に見合った施設を整備する。窓口業務の支所機能や、消防の出張所機能、医療の診療所機能、地元の公民館機能などを兼ね備えるとともに、地域の防災拠点としての機能強化を図り、秋山地区のコミュニティの活性化を推進する。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
9. 集落の整備	(2) 過疎地域持続的 発展特別事業 ・集落整備	地域運営組織等設立支援事業 地域交流施設検討・整備事業 秋山地区複合施設整備事業	市 市 市	

	(3) その他	市民活動支援事業 (地域コミュニティ機能向上のための助成)	市	
--	------------	----------------------------------	---	--

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

上野原市公共施設等総合管理計画において、公共施設等の管理に関する建物施設及びインフラ施設共通の基本的な方針（建物施設の適正配置・新規整備の方針・施設ニーズの変化に応じた機能提供・予防保全による長寿命化・維持管理等の方針）に基づき「施設類型ごとの管理に関する基本方針」を定めている。この方針に基づき、すべての公共施設等の整備にあたっては整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

1.1 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

本市には、建造物、彫刻、工芸・美術、民俗文化財等、地域内にはいくつもの文化財が残っている。地域特有の歴史や受け継がれてきた文化財や伝統文化は、住民の日々の暮らしと深く関わり、心豊かに暮らすための重要な要素として地域に根付き、住み慣れた地域の歴史等を知るうえで、貴重な財産として継承されている。

特に国指定「無生野の大念仏」や市指定「樋原・西原の獅子舞」、「古在家の神楽舞」、「新町・本町の祭囃子」は、県内でも希少な伝統芸能として無形民俗文化財に指定されており、この文化を永続的に保存・継承していく必要がある。

一方、人口減少・少子高齢化が急速に進む現代において、地域コミュニティの運営力の低下や後継者不足の問題など、保存・継承が難しくなってきている問題を抱えている。

(2) その対策

本市における貴重な文化遺産を後世に保存・継承し、伝統文化の担い手の育成を図るためにも、広範囲にわたる細かな調査並びに伝承活動を進めるほか、公的支援の充実、また、各種事業を通じて郷土芸能や文化団体活動を奨励する。さらに、住民や児童生徒を対象とした歴史学習の場を提供するため、歴史文化展示室（アーカイブルーム）を活用するなど、歴史や伝統文化に親しめる環境づくりを進める。一連の対策を通して市民アイデンティティーの醸成を図り、文化を核とした人づくり、地域づくりの推進に努める。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
10. 地域文化の振興 等	(1) 地域文化振興施 設等 ・ 地域文化振興 施設 (2) 過疎地域持続的 発展特別事業	文化財収蔵施設整備事業	市	

	・地域文化振興	上野原市歴史文化保全事業 秋山民俗資料館利活用事業 上野原市歴史文化啓発普及事業	市 市 市	
--	---------	--	-------------	--

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

上野原市公共施設等総合管理計画において、公共施設等の管理に関する建物施設及びインフラ施設共通の基本的な方針（建物施設の適正配置・新規整備の方針・施設ニーズの変化に応じた機能提供・予防保全による長寿命化・維持管理等の方針）に基づき「施設類型ごとの管理に関する基本方針」を定めている。この方針に基づき、すべての公共施設等の整備にあたっては整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

1.2 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 現況と問題点

再生可能エネルギーは石油や石炭、天然ガスなどの化石燃料とは違い、二酸化炭素の排出量が少ない太陽光や風力、地熱といった自然界に常に存在するエネルギーである。また、化石燃料が限りある資源であることや、地球温暖化対策の観点からも可能な限り消費量を削減していく必要がある。

地球温暖化をはじめ、様々な環境問題の発生を背景に、地球規模で環境保全の重要性が叫ばれ、次代へ継承できる持続可能な社会の形成に向けた取り組みが強く進められている。

本市では、公共施設における冷暖房管理、地域街灯のLED化の推進、公用車へのハイブリッド車の導入など、環境保全・エネルギーに関わる各種の施策に取り組んできた。しかし、再生可能エネルギーの利活用は広がっていないため、より一層の環境・エネルギー施策の推進を図る必要がある。

(2) その対策

再生可能エネルギーの導入には、それぞれの地域の実情に応じ、経済を循環させ、防災やくらしの質の向上に資する観点から、景観・自然環境への影響等を十分考慮しつつ太陽光発電、小水力発電、バイオマス発電施設など、環境負荷の少ない新エネルギーの導入に向けた対策を行う。

また、公共部門に関しては、公共施設や公用車等へのクリーンエネルギーを導入し、再生可能エネルギーの利用促進を図る。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1.1. 再生可能エネルギーの利用の推進	(1) 再生可能エネルギー利用施設	公共施設等太陽光設備設置・整備事業 電気自動車用充電施設整備事業 公共施設等クリーンエネルギー導入事業	市 市 市	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

上野原市公共施設等総合管理計画において、公共施設等の管理に関する建物施設及びインフラ施設共通の基本的な方針（建物施設の適正配置・新規整備の方針・施

設ニーズの変化に応じた機能提供・予防保全による長寿命化・維持管理等の方針)に基づき「施設類型ごとの管理に関する基本方針」を定めている。この方針に基づき、すべての公共施設等の整備にあたっては整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

事業計画（令和8年度～令和12年度）過疎地域持続的発展特別事業

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
1.移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4)過疎地域持続的発展特別事業 ・移住・定住 ・地域間交流	移住・定住促進事業 空き家・空き店舗バンクリフォーム補助事業 移住者住宅取得等補助事業 移住支援金交付事業 地域活性化策調査研究事業 コミュニティ創生事業	市 市 市 市 市 市	
2.産業の振興	(10)過疎地域持続的発展特別事業 ・商工業・6次産業化 ・観光	企業等支援事業 公共レクリエーション施設等運営事業(秋山温泉・緑と太陽の丘キャンプ場・平野田休養村キャンプ場・秋山マス釣り場・ふるさと長寿館・ゆずりはら自然の里・羽置の里びりゅう館他) 地域間交流施設等検討・整備・運営事業 (大目多目的共同施設 他)	市 市 市	当該施策の効果は将来に及ぶ
4.交通施設の整備、交通手段の確保	(9)過疎地域持続的発展特別事業 ・公共交通 ・交通施設維持	上野原デマンドタクシー運行事業 生活バス路線維持事業 市道・農道・林道維持管理・環境整備事業	市 市 市	
5.生活環境の整備	(7)過疎地域持続的発展特別事業 ・生活	簡易水道等整備費市補助事業	市	

6.子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8)過疎地域持続的発展特別事業 ・児童福祉 ・高齢者・障害者福祉	保育施設等給食費支援事業 子ども医療費助成事業 要介護者移送サービス事業 地域支援事業	市 市 市 市
7.医療の確保	(3)過疎地域持続的発展特別事業 ・診療所	上野原市立病院付属診療所運営事業 (秋山・西原)	市
8.教育の振興	(4)過疎地域持続的発展特別事業 ・義務教育	中高一貫教育連携推進事業	市
9.集落の整備	(2)過疎地域持続的発展特別事業 ・集落整備	地域運営組織等設立支援事業 地域交流施設検討・整備事業 秋山地区複合施設整備事業	市 市 市
10.地域文化の振興等	(2)過疎地域持続的発展特別事業 ・地域文化振興	上野原市歴史文化保全事業 秋山民俗資料館利活用事業 上野原市歴史文化啓発普及事業	市 市 市